

第142回 定時株主総会招集ご通知

平成28年1月1日～平成28年12月31日

開催日時

平成29年3月30日（木曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。）

開催場所

東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）
7階イベントホール

目次

■第142回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	3
■連結計算書類	29
■計算書類	32
■監査報告書	35
■株主総会参考書類	39
第1号議案 剰余金処分の件	39
第2号議案 取締役13名選任の件	40
第3号議案 監査役2名選任の件	47
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	50

証券コード 7976
平成29年3月8日

株 主 各 位

東京都品川区大井一丁目28番1号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役社長 数 原 英 一 郎

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日）午前10時（午前9時に開場いたします。）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール
（本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第142期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第142期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表も含まれております。
【当社ウェブサイト】
<http://www.mpuni.co.jp/>
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）におけるわが国経済は、政府や日本銀行の経済・金融政策を背景とした雇用及び所得環境の改善が進み、緩やかながらも着実な回復基調が続きましたが、持ち直しへの素地をつくる個人消費は依然として足踏み状態が続いており、全体としては厳しい状況で推移いたしました。国外の経済に目を転じてみても、中国及び新興国経済における弱含みの情勢や英国のEU離脱、さらに米国での大胆な政策転換を訴える新政権の発足によって、今後の世界経済は一段と不透明感が高まってまいりました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、お客様の商品への感度は一層高まり、高い付加価値を伴った特色ある商品については幾分か需要の高まりを感じることができましたが、主要メーカー各社が個性溢れる商品を積極的に投入したことで市場競争は一段と激化いたしました。

このような経営環境の中、当社は、明治20年（1887年）の創業から130年の記念すべき年を迎えることができました。この節目の年に、当社グループは『最高の品質こそ最大のサービス』という社是の原点に立ち返って、『なめらかボールペン』市場を開拓した油性ボールペン「ジェットストリーム」シリーズ、『空気のように軽い書き味』が持ち味の水性ボールペン「ユニボール エア」、植物由来の次世代素材として注目されるセルローズナノファイバーをインクの増粘剤として採用し『速書きでもかすれない、なめらかな書き心地』を実現したゲルインクボールペン「ユニボール シグノ 307」などを中心に、お客様に喜びや驚きを提供できる高付加価値で高品質な商品の開発に注力し、新たな筆記カテゴリーの一翼を担う商品の拡充に取り組んでまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は647億16百万円（前期比1.6%増）、営業利益は98億65百万円（前期比16.8%減）、経常利益は99億53百万円（前期比

19.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は61億90百万円(前期比16.7%減)となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、大人向けの塗り絵に対する関心は依然として強く、色鉛筆の需要を取り込むことができたことに加え、主力商品の「ジェットストリーム」や「ポスカ」、「プロパス」といった水性サインペンの販売が堅調に推移いたしました。混迷する世界経済を背景とした不安定な為替変動の影響もあって、外部顧客への売上高は621億52百万円(前期比1.7%増)となりました。また、粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましては、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は25億64百万円(前期比0.3%減)となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は29億35百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は28億96百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、ボールペン製造用設備及び金型、サインペン製造用設備及び金型並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものはございません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは明治20年の創業以来、『最高の品質こそ 最大のサービス』の社是のもと、お客様にご満足いただける商品とは何かを考え、品質向上と技術革新に努めてまいりました。高品質で高付加価値な商品をお客様にご提案し続けることは、この社是を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念です。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境は、少子高齢化を背景とした需要の低迷という構造的問題を抱えた国内市場に加え、海外市場においても、欧米諸国は既に成熟した市場となりつつあります。成長市場とされる新興諸国では、機能を絞り込んだローコスト製品への需要も無視できない一方で、経済発展に伴う中間所得層の増加に伴って、高品質で高機能な付加価値の高い筆記具に対するニーズは今後ますます高まっていくものと考えております。また、国内外を問わず、お客様が筆記具に求めるものは、実用性やデザインはもちろん、今までにない機能や新しい用途など、生活をより豊かにするためのツールへと役割が変化し、さらにライフスタイルや価値観の多様化から細分化しつつあります。

こうした経営環境の中で、当社グループが今後益々の発展を遂げるためには、お客様に選ばれる『もの』づくりを継続して行い、さらなるブランド価値の向上を踏まえた量的拡大が不可欠であると考えております。その上で、部門横断的な情報共有を通じて、意思決定の迅速化や革新的な着想を可能にするなど、従来 of 価値観や考え方にとらわれずに、より効率的かつ効果的なしくみを追求し続けることにより、生産性を向上させることが重要であると認識しております。

当社グループは、国内のみならず海外においても、筆記具の技術を応用したアイライナーや白髪隠しにより支持を得つつある化粧品事業や、炭素材を用いた新規事業にも積極的に取り組んでおりますが、当社グループの企業価値は、筆記具事業の成長を目指すとともに、この筆記具事業で培った高度な技術を応用した非筆記具事業を育成し、新たな事業ドメインをも模索することによりさらに向上するものと考えております。その上で、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、成長させることが当社グループの使命であると考えております。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第139期 (平成25年12月期)	第140期 (平成26年12月期)	第141期 (平成27年12月期)	第142期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高 (百万円)	55,902	60,349	63,712	64,716
営業利益 (百万円)	8,406	10,302	11,852	9,865
経常利益 (百万円)	10,019	11,205	12,319	9,953
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,576	7,157	7,427	6,190
1株当たり当期純利益 (円)	226.74	247.63	258.02	214.96
総資産 (百万円)	81,946	91,524	100,368	105,102
純資産 (百万円)	60,863	68,651	75,598	79,737
1株当たり純資産額 (円)	2,065.24	2,341.89	2,580.77	2,713.66

② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第139期 (平成25年12月期)	第140期 (平成26年12月期)	第141期 (平成27年12月期)	第142期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売上高 (百万円)	44,254	47,323	51,476	51,169
営業利益 (百万円)	5,773	6,774	8,149	6,098
経常利益 (百万円)	7,294	8,231	9,641	7,112
当期純利益 (百万円)	4,976	5,354	6,280	5,115
1株当たり当期純利益 (円)	165.06	178.03	209.64	170.74
総資産 (百万円)	64,672	70,836	78,043	81,821
純資産 (百万円)	46,118	50,913	57,028	60,601
1株当たり純資産額 (円)	1,529.51	1,699.40	1,903.57	2,022.89

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18	93.6 (31.6)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造

(注) () 内は間接所有の割合で内数です。

(7) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門

鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。

② その他の事業部門

粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (平成28年12月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

本社 東京都品川区
横浜事業所 神奈川県横浜市
群馬工場 群馬県藤岡市
山形工場 山形県東置賜郡川西町

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社

山形県東置賜郡川西町

三菱鉛筆東京販売株式会社

東京都品川区

三菱鉛筆関西販売株式会社

大阪府大阪市

ユニ工業株式会社

栃木県下都賀郡壬生町

MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.

ベトナム ハノイ

(9) 使用人の状況 (平成28年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	3,338 (385) 名	242名減 (11名減)
その他の事業部門	89 (154) 名	1名増 (8名減)
合計	3,427 (539) 名	241名減 (19名減)

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
563 (188) 名	8名増 (5名増)	41.2歳	18.2年

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	241百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	171
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	156
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	132
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	78

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために上記取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しており、その総額は14,154百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社 (外国会社を含む) の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社 (外国会社を含む) の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、欧州大陸においてより効果的なマーケティング活動を行うため、平成28年4月15日付で、ASSOUN DISTRIBUTION SA (同日付でMITSUBISHI PENCIL France SAに商号変更) の株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、東京都品川区東大井五丁目23番37号の本社建替えに伴い、平成28年5月6日付で、本社を東京都品川区大井一丁目28番1号に移転いたしました。

2. 会社の株式の状況（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 136,500,000株

(2) 発行済株式総数 32,143,146株

(3) 株主数 2,953名

(4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社横浜銀行	14,962百株	4.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,668	4.89
株式会社みずほ銀行	13,500	4.50
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	13,142	4.38
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	13,035	4.35
株式会社三井住友銀行	12,668	4.22
三井住友信託銀行株式会社	12,500	4.17
三菱鉛筆取引先持株会	11,921	3.97
大同生命保険株式会社	11,720	3.91
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,515	3.17
三井住友海上火災保険株式会社	9,515	3.17

(注)上記のほか、当社は自己株式を21,853百株保有しております。また、上記「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	数原英一郎	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
取締役副社長	数原徹郎	ユニ工業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	根本和夫	国内営業部長兼全社品質担当
常務取締役	都丸淳	人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当
取締役	横石浩	海外営業部長
取締役	永澤宣之	経営企画担当兼システム担当
取締役	深井明	生産担当兼横浜事業所長
取締役	切田和久	技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当
取締役	鈴木等	横浜研究開発センター所長
取締役	数原滋彦	商品開発担当兼新規事業担当
取締役	長谷川直人	経理部長兼法務担当
取締役	矢作恒雄	作新学院大学 副学長
取締役	吉村俊秀	
常勤監査役	中村文俊	
常勤監査役	櫻井清和	
監査役	稲崎一郎	学校法人中部大学 理事 株式会社ディスコ 社外取締役
監査役	青井俊夫	一般社団法人横浜銀行協会 専務理事

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

(注) 1. 当事業年度中の会社における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当	異動年月日
永澤宣之	取締役 経営企画担当兼システム担当	取締役 財務・法務・システム担当兼内部統制担当	平成28年3月30日
切田和久	取締役 技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当	取締役 商品開発部長	平成28年3月30日
数原滋彦	取締役 商品開発担当兼新規事業担当	取締役 経営企画担当兼海外営業企画部長	平成28年3月30日
櫻井清和	常勤監査役	常務取締役 技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当	平成28年3月30日

2. 取締役のうち矢作恒雄氏及び吉村俊秀氏は、社外取締役であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち稲崎一郎氏及び青井俊夫氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役青井俊夫氏は、金融機関における取締役としての豊富な経験による、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	14名	393百万円
監査役	5名	55百万円
合(うち社外役員)計	19名 (4名)	449百万円 (25百万円)

(注) 1. 上記には、平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

2. 役員の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第136回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として700百万円以内と決議いただいております。
3. 上記表中の報酬等の額には、当事業年度の職務執行に係る役員退職慰労引当金の繰入額112百万円（取締役14名に対する金額112百万円、うち社外取締役2名に対する金額200百万円）が含まれております。
4. 上記表中の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し65百万円を取締役退職慰労金として支払いました。なお、この退職慰労金の額には、上記表中の報酬等の額及び過年度の事業報告において役員の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額49百万円が含まれております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役矢作恒雄氏は、平成28年12月31日現在、作新学院大学副学長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

監査役稲崎一郎氏は、平成28年12月31日現在、学校法人中部大学の理事及び株式会社ディスコの社外取締役を兼職しております。なお、当社と両兼職先との間に特段の関係はありません。

監査役青井俊夫氏は、平成28年12月31日現在、一般社団法人横浜銀行協会の専務理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 矢 作 恒 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、経営政策・経営戦略の専門家の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 吉 村 俊 秀	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、企業経営者としての豊富な経験、見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から、業務執行に対する助言・提言を行っております。
社外監査役 稲 崎 一 郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、取締役の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。
社外監査役 青 井 俊 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席しております。取締役会では、主に金融機関における豊富な経験に基づいた視点から、取締役の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンス支援業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当社及び子会社の取締役・監査役・使用人が法令・定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守するための指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

ロ. 取締役会は、取締役・監査役・使用人の職務執行が法令・定款・社会規範・企業倫理に適合すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するための体制の統括責任者として、コンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス体制の充実に有効な施策の企画立案、実行を担当する。

ハ. 取締役会は、ヘルプライン制度運用規程を定め、当社及び子会社の使用人から業務遂行における相談・苦情・通報を受け付ける窓口を、社内及び社外に設ける。ヘルプライン制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告され、取締役会による監督を受ける。

ニ. 取締役会は、代表取締役及びその他の取締役が行う業務の妥当性を監督する。また、業務執行に関与しない社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役の職務執行に対する監督を行う。これにより、経営監視機能の強化や意思決定のプロセスにおける透明性の確保に努める。

ホ. 常勤監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に適宜報告される。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

各取締役は、適切に職務を執行するために必要な、重要な契約書、議事録、法定帳票やその他の情報を記載した文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を適切に作成、保存、管理する体制を構築し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。各担当取締役は、日常の業務遂行における損失の危険を評価し、必要な予防措置を講じる。損失の危険が当社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、担当取締役は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は緊急の取締役会を開催して早急にその対応を行う。
- ロ. 取締役会は、損失の危険の要因が複数部門に亘る場合には委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。委員会の委員は、関連各部署から任命する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、中期3ヵ年経営計画、事業年度ごとの全社方針等の経営目標を定め、適切に経営管理を行う。
- ロ. 当社は、取締役会付議事項の決議や報告を目的とした取締役会及び業務執行上の重要な意思決定や報告を目的とした経営会議をそれぞれ月1回以上開催することを原則としているほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して迅速かつ適切な意思決定を行う。
- ハ. 当社は、取締役、監査役、部長職以上の使用人が出席する部長会を毎月1回開催し、会社方針の伝達、課題認識の共有、各部門からの月次報告による状況把握を行う。

⑤ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- イ. 子会社の経営は、子会社の責任者の自主性を尊重する。取締役会は、各子会社を担当する取締役を選定するとともに、最低1名の取締役又は監査役を子会社の取締役又は監査役として指名する。子会社の取締役に選任された取締役は、子会社の職務執行を監視、監督する。子会社の監査役に選任された取締役又は監査役は、子会社の職務執行状況を監査する。
- ロ. 監査役は、子会社の監査役との協働により子会社に関する情報を収集し、必要に応じて監査役会に諮り、当社及び子会社からなる企業集団として適切な連携を図る。

- ⑥ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の責任者は、当該子会社を担当する当社の取締役に対し、事業内容及び業績について定期的に報告を行う。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス担当取締役は、子会社の規程の整備状況を把握し、必要に応じて、当該子会社を担当する取締役と連携して、当該子会社への改善の助言や指導を行う。
- ⑧ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要事項の意思決定にあたり、子会社の責任者は、当該子会社を担当する取締役との間で事前協議を行うことにより、子会社の職務の執行が当社及び子会社からなる企業集団全体として効率的に行われることを確保する。
- ⑨ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会は、テーマに応じた能力を有する使用人を、監査役を補助すべき使用人として置くことを求めることができる。取締役は監査役会と協議の上で、監査役を補助する使用人を配置する。
- ⑩ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人を配置する場合、当該使用人の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役と取締役の協議により当該使用人の職務分掌を定め、監査役の指示の実効性を確保する。
- ⑪ 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
イ. 当社及び子会社の取締役・監査役・使用人は、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団の業績に重大な影響を及ぼす事項等を、監査役に速やかに報告する。また、監査役は必要に応じていつでも、当社及び子会社の取締役・監査役・使用人に対して報告を求めることができる。

- . コンプライアンス担当取締役は、内部監査部門による内部監査の状況及びヘルプライン制度の運用状況を、定期的に監査役に報告する。
- ⑫ 報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は、報告を行った取締役・監査役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑬ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、取締役と協議の上で、監査、調査等の職務に必要な費用を計上することができる。
- ⑭ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の実効性を確保する。
- ⑮ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況
- イ. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。
- . 当社及び子会社は、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・使用人に対して徹底する。
1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。
 2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。
 3. 警察当局との緊密な連携のもと、企業から総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。
- ハ. 必要に応じて取締役又は使用人が研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応に備える。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社及び子会社のコンプライアンス

当社及び子会社は、「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」に則り、コンプライアンス体制を整備、運用しております。

職制上の管理者による日常的なモニタリングで認識されたコンプライアンスに関する事案は、職制を通じてコンプライアンス担当取締役の下に伝達され、必要に応じて取締役会等の場で取締役、監査役と情報共有しております。当事業年度においてコンプライアンス担当取締役に伝達された事案の中に、重大なコンプライアンス違反の事案はありませんでした。

また、当事業年度に「三菱鉛筆ヘルプライン」の社内、社外窓口で重大なコンプライアンス違反の通報はありませんでした。窓口で寄せられた問い合わせ・相談には、それぞれ適切に対応いたしました。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理

当社及び子会社は、損失の危険の重要性に応じて、これを予防、低減するための担当部署を設置し、適切な人材を配置しております。

また、部門横断的な課題を検討し、解決するため、当事業年度では21の委員会を開催いたしました。

これらにより、効率的・効果的に損失の危険の管理を行いました。

③ 当社の経営管理

当社は、平成28年から平成30年までの中期3ヵ年経営計画の基本方針及び当事業年度の全社方針を「創業130年からの再スタート」と定め、その共有と浸透に努めました。

また、当事業年度中に取締役会を12回開催し、重要な意思決定及び取締役の業務執行の監督を行いました。この他、経営会議、部長会といった重要な会議をそれぞれ概ね月1回開催し、経営計画達成に向けた検討、進捗状況の把握と情報共有を図りました。

④ 子会社の経営管理

子会社の責任者は、当該子会社を担当する当社の取締役に対して月例報告を行うとともに、子会社合同決算報告会において当社の取締役・監査役に決算内容及び事業の実績を報告しました。

また、各子会社を担当する取締役は、これら報告に基づいて子会社の事業活動を把握し、適切な指示、監督を行いました。

⑤ 監査役の職務の執行

当社監査役は、監査役会において決議した監査方針及び監査計画に従って、各種資料の閲覧、部門責任者からのヒアリング、内部監査部門との情報交換、各事業所や子会社への往査等により、当社の取締役の職務執行を監査するとともに子会社の監査の状況を確認しました。また、原則毎月開催される監査役会では、これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するための報告及び意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、平成28年1月より「創業130年からの再スタート」を基本方針とする平成30年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で、改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉

の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第141回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(<http://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/20160216143913.pdf>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財政状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

また剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類39ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり21円とさせていただきたいと存じます。本議案が原案どおり承認可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金19円とあわせて40円（前事業年度から4円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は23.4%となります。なお、中間配当金には創業130年を記念した記念配当1株当たり1円を含んでおります。また、自己株式の取得につきましても、財政状態や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策のひとつとして適切に判断してまいります。

7. その他会社の現況に関する重要な事項

製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,977	7.8	鉛筆、色鉛筆
シャープ	6,676	13.0	シャープ、シャープ替芯
ボールペン	27,078	52.9	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	8,448	16.5	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	46,179	90.2	
OA用品	438	0.9	OA用品、ファイル
机上用品	802	1.6	事務用品、学用品
その他	3,750	7.3	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	4,990	9.8	
合計	51,169	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流 動 資 産	73,601	流 動 負 債	18,627
現金及び預金	39,050	支払手形及び買掛金	8,344
受取手形及び売掛金	17,674	短期借入金	1,097
たな卸資産	14,777	未払法人税等	722
繰延税金資産	1,199	賞与引当金	508
その他	1,410	返品引当金	40
貸倒引当金	△511	未払金	5,124
固 定 資 産	31,500	その他	2,788
有形固定資産	16,021	固 定 負 債	6,737
建物及び構築物	3,423	長期借入金	5
機械装置及び運搬具	3,752	繰延税金負債	1,811
土地	4,119	退職給付に係る負債	3,753
建設仮勘定	4,304	役員退職慰労引当金	973
その他	422	環境対策引当金	23
無形固定資産	846	その他	169
投資その他の資産	14,632	負 債 合 計	25,365
投資有価証券	13,092	(純資産の部)	
繰延税金資産	166	株 主 資 本	71,934
退職給付に係る資産	106	資本金	4,497
その他	1,266	資本剰余金	3,675
貸倒引当金	△0	利益剰余金	67,698
資 産 合 計	105,102	自己株式	△3,938
		その他の包括利益累計額	6,317
		その他有価証券評価差額金	5,573
		繰延ヘッジ損益	△36
		為替換算調整勘定	1,214
		退職給付に係る調整累計額	△434
		非支配株主持分	1,485
		純 資 産 合 計	79,737
		負 債 純 資 産 合 計	105,102

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

科 目		金 額	
		(百万円)	
売 上	高 価		64,716
売 上	原 利 益		32,042
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		32,674
営 業 外 収 入	利 益		22,808
受 取 配 当 金	利 益	29	9,865
受 取 地 代 家 賃	利 益	288	
受 取 保 険 金	利 益	103	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	利 益	35	
そ の 他	利 益	17	
営 業 外 費 用	利 益	42	516
支 払 利 息	利 益	15	
為 替 差 損	利 益	311	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	利 益	59	
そ の 他	利 益	29	
経 常 利 益	利 益	13	428
特 別 利 益	利 益		9,953
固 定 資 産 売 却 益	利 益	5	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	利 益	15	20
特 別 損 失	損 失		
固 定 資 産 除 却 損	損 失	330	
減 損 損 失	損 失	16	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	損 失	8	354
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益		9,619
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	損 失	2,932	
法 人 税 等 調 整 額	損 失	246	3,179
当 期 純 利 益	利 益		6,440
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	利 益		249
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	利 益		6,190

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,497	3,583	62,571	△3,953	66,698
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,060		△1,060
親会社株主に帰属する当期純利益			6,190		6,190
連結範囲の変動			△2		△2
持分法の適用範囲の変動				8	8
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		92		12	104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	92	5,127	15	5,235
当 期 末 残 高	4,497	3,675	67,698	△3,938	71,934

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,954	14	1,895	△271	7,593	1,305	75,598
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,060
親会社株主に帰属する当期純利益							6,190
連結範囲の変動							△2
持分法の適用範囲の変動							8
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△381	△50	△681	△163	△1,276	179	△1,096
当 期 変 動 額 合 計	△381	△50	△681	△163	△1,276	179	4,138
当 期 末 残 高	5,573	△36	1,214	△434	6,317	1,485	79,737

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,520	流動負債	16,090
現金及び預金	24,697	支払手形	1,004
受取手形	533	買掛金	7,512
売掛金	13,446	短期借入金	780
たな卸資産	8,342	未払金	4,481
繰延税金資産	559	未払費用	1,262
未収入金	2,322	未払法人税等	186
短期貸付金	0	賞与引当金	292
未収消費税等	560	返品引当金	45
その他の他	132	その他の他	526
貸倒引当金	△73	固定負債	5,129
固定資産	31,301	繰延税金負債	1,470
有形固定資産	13,184	退職給付引当金	2,704
建物	2,703	役員退職慰労引当金	891
構築物	101	環境対策引当金	23
機械及び装置	2,061	その他の他	39
車両運搬具	3	負債合計	21,220
工具、器具及び備品	365	(純資産の部)	
土地	3,692	株主資本	55,070
建設仮勘定	4,255	資本金	4,497
無形固定資産	87	資本剰余金	3,582
ソフトウェア	42	資本準備金	3,582
その他の他	44	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	18,029	利益剰余金	50,221
投資有価証券	13,055	利益準備金	824
関係会社株式	4,263	その他利益剰余金	49,397
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	480
長期前払費用	66	別途積立金	36,585
前払年金費用	4	繰越利益剰余金	12,331
その他の他	635	自己株式	△3,231
貸倒引当金	△1	評価・換算差額等	5,531
資産合計	81,821	その他有価証券評価差額金	5,567
		繰延ヘッジ損益	△36
		純資産合計	60,601
		負債純資産合計	81,821

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成28年 1月 1日から)
(平成28年12月31日まで)

科 目	金 額
	(百万円)
売 上 高	51,169
売 上 原 価	30,711
売 上 総 利 益	20,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,360
営 業 利 益	6,098
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,141
そ の 他	350
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4
為 替 差 損	394
そ の 他	77
経 常 利 益	7,112
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15
関 係 会 社 株 式 売 却 益	220
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	323
減 損 損 失	16
税 引 前 当 期 純 利 益	7,012
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,721
法 人 税 等 調 整 額	175
当 期 純 利 益	5,115

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	469	33,585	11,336	46,214	△3,226	51,068
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の積立						11		△11	-		-
別途積立金の積立							3,000	△3,000	-		-
剰余金の配当								△1,108	△1,108		△1,108
当期純利益								5,115	5,115		5,115
自己株式の取得										△4	△4
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	0	0	-	11	3,000	995	4,006	△4	4,002
当 期 末 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	480	36,585	12,331	50,221	△3,231	55,070

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,945	14	5,960	57,028
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				-
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△1,108
当期純利益				5,115
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△378	△50	△429	△429
当期変動額合計	△378	△50	△429	3,572
当 期 末 残 高	5,567	△36	5,531	60,601

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 中 村 文 俊 ㊟

常勤監査役 櫻 井 清 和 ㊟

社外監査役 稲 崎 一 郎 ㊟

社外監査役 青 井 俊 夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

第142期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき21円

なお、この場合の配当総額は、629,114,241円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月31日

2. その他の剰余金処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	数原英一郎 (昭和23年7月19日生) 再任	昭和49年8月 当社入社 昭和55年3月 当社取締役 昭和57年3月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社取締役副社長 昭和62年3月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年6月 エーザイ株式会社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役 エーザイ株式会社 社外取締役	137,325株
[取締役候補者とした理由] 数原英一郎氏は、昭和62年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、社業を牽引し、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、全役員に対してリーダーシップを発揮しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	数原徹郎 (昭和26年11月9日生) 再任	平成3年3月 当社入社 平成3年4月 当社生産担当常務付部長 平成4年4月 当社営業担当付部長 平成5年3月 当社取締役商品企画担当 平成7年3月 当社常務取締役商品企画担当 平成7年4月 当社常務取締役営業本部長 平成10年4月 当社常務取締役環境推進担当 平成12年4月 当社常務取締役国内事業担当兼環境推進担当 平成15年4月 当社常務取締役財務担当兼海外事業担当兼広報担当兼関係会社担当 平成17年3月 当社常務取締役財務担当兼商品開発担当兼広報担当兼関係会社担当 平成20年1月 当社専務取締役 平成24年3月 当社取締役副社長（現任） [重要な兼職の状況] ユニ工業株式会社 代表取締役社長	64,556株
[取締役候補者とした理由] 数原徹郎氏は、平成5年3月に当社取締役に就任し、生産、商品企画及び営業等の当社の主要な部門における幅広い経験と知識を有しており、またその優れた経営能力から当社の経営における意思決定と業務執行の監督を担うにふさわしい人物であるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	とまる じゆん 都丸 淳 (昭和29年5月15日生) 再任	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社ビジネスサポートセンター長 平成15年4月 当社営業企画室長 平成21年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社代表取締役社長 平成22年4月 当社理事 平成24年3月 当社取締役 平成25年7月 当社取締役人事・総務担当 平成26年3月 当社常務取締役人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当(現任)	3,600株
[取締役候補者とした理由] 都丸淳氏は、平成24年3月に当社取締役に就任し、営業や人事・総務及びコンプライアンスを始めとする幅広い知識、経験、人脈を有しており、当社の取締役会においても多面的な視点から発言・提案することにより、取締役会の活性化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
4	よこいし ひろし 横石 浩 (昭和34年4月17日生) 再任	昭和60年10月 当社入社 平成10年4月 当社海外事業部長 平成13年3月 当社取締役海外事業部長 平成17年4月 当社取締役海外営業部長(現任)	5,900株
[取締役候補者とした理由] 横石浩氏は、平成13年3月に当社取締役に就任し、海外営業部における豊富なマネジメント経験から、海外営業部を牽引し、新規の販路開拓に尽力してまいりました。更なる海外事業の強化に際し、同氏は当社の取締役会の意思決定に重要な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
5	なが さわ のぶ ゆき 永澤 宣之 (昭和32年4月3日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社海外事業部付部長 平成15年4月 当社経理部長 平成18年3月 当社取締役経理部長 平成20年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 平成22年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内部統制担当 平成28年3月 当社取締役経営企画担当兼システム担当(現任)	9,800株
[取締役候補者とした理由] 永澤宣之氏は、平成18年3月に当社取締役に就任し、経理、財務、法務、システム、内部統制を始めとして幅広い業務に精通しており、その豊富な知識と経験、また視野の広さから、当社の経営における重要な意思決定及び業務執行の監督を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	ふか い あきら 深井 明 (昭和34年1月3日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社生産技術部長 平成20年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 平成21年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業所長 平成22年4月 当社取締役生産統括部長 平成23年3月 当社取締役生産担当 平成24年1月 当社取締役生産担当兼横浜事業所長(現任)	3,400株
	[取締役候補者とした理由] 深井明氏は、平成21年3月に当社取締役に就任し、生産部門における幅広い知識と経験を有しており、また優れたコミュニケーション能力により生産現場を統率し、当社の経営の意思決定において重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	きり た かず ひさ 切田 和久 (昭和33年11月13日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社商品開発部長 平成19年4月 当社群馬研究開発センター所長 平成23年4月 当社商品開発部長 平成24年3月 当社取締役商品開発部長 平成28年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当(現任)	2,900株
	[取締役候補者とした理由] 切田和久氏は、商品開発と研究開発の立場の異なる2つの部門から商品開発に深く携わり、よりよい商品づくりに尽力してまいりました。平成24年3月の当社取締役就任以来、それらの知見を当社の取締役に反映しており、重要な意思決定を担える人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	すず き ひとし 鈴木 等 (昭和33年6月7日生) 再任	昭和58年4月 当社入社 平成17年4月 当社横浜研究開発センター所長 平成25年3月 当社取締役横浜研究開発センター所長(現任)	4,400株
	[取締役候補者とした理由] 鈴木等氏は、平成25年3月に当社取締役に就任し、研究開発における豊富な知識とマネジメント経験を有しており、研究開発部門を取りまとめ、画期的な技術開発に取り組んでまいりました。その豊富な知識と経験から、当社の重要な意思決定を担える人物であるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	すはらしげひこ 数原 滋彦 (昭和54年2月11日生) 再任	平成17年4月 当社入社 平成22年4月 当社群馬工場長 平成24年4月 当社営業企画部長 平成25年3月 当社取締役経営企画担当 平成27年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 平成28年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当(現任)	23,220株
	[取締役候補者とした理由] 数原滋彦氏は、平成25年3月に当社取締役に就任し、群馬工場長、国内外の営業企画部長、経営企画担当、商品開発担当等を歴任し、多様な経験と知見に加え、優れた経営執行能力を有しており、当社の取締役会における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
10	はせがわなおと 長谷川 直人 (昭和35年9月29日生) 再任	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 当社経理部長 平成28年3月 当社取締役経理部長兼法務担当(現任)	4,500株
	[取締役候補者とした理由] 長谷川直人氏は、平成28年3月に当社取締役に就任し、財務、会計、法務に関する豊富な知識と経験を有しており、資本政策の検討等の当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
11	やまむらのぶお 山村 伸夫 (昭和37年8月24日生) 新任	昭和60年4月 当社入社 平成19年4月 当社商品開発部長 平成23年7月 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長 平成25年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社常務取締役 平成27年4月 当社営業企画部長(現任)	1,000株
	[取締役候補者とした理由] 山村伸夫氏は、商品開発、国内営業、国内外の主要な子会社で重要な役職を務め、ものづくりと販売の双方の現場におけるマネジメント経験を有しており、その横断的な知識と経験を更なる市場開拓に活かすこと、また積極的な発言により取締役会の活性化に貢献することを期待し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
12	<p>よしむらとしひで 吉村俊秀 (昭和24年2月12日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成14年6月 同社取締役横浜支店長 平成15年6月 同社執行役員横浜支店長 平成17年6月 同社執行役員 平成17年6月 株式会社アクアシティ取締役社長 平成18年6月 チェルシージャパン株式会社代表取締役社長 平成21年4月 三菱地所株式会社顧問 平成24年6月 公益財団法人ハイライフ研究所評議員(現任) 平成27年3月 当社社外取締役(現任)</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由] 吉村俊秀氏は、企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の取締役会の意思決定においても、当社経営陣から独立した客観的な立場から、妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただいております。このことから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年間となります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
13	妹尾 堅一郎 (昭和29年1月1日生) 新任 社外 独立役員	昭和51年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 平成11年12月 株式会社慶應学術事業会代表取締役副社長 平成13年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 平成16年4月 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長(現任) 平成24年6月 帝人株式会社独立社外取締役(現任) 同社アドバイザー・ボードメンバー(現任) [重要な兼職の状況] 帝人株式会社 独立社外取締役 特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長 一橋大学大学院商学研究科(MBA) 客員教授 日本知財学会 理事	-
[社外取締役候補者とした理由] 妹尾堅一郎氏は、技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究において幅広く卓越した知識と経験を有しており、また多様な役位を経験されています。このことから、当社経営陣から独立した客観的な立場から、適切な提言・助言をいただくことで当社取締役会の活性化につながるものと判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
2. 数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
3. 数原英一郎氏はエーザイ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と同社との間に定常的な取引関係はありません。
4. 数原徹郎氏はユニ工業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社から不動産の賃借をしております。
5. 1.から4.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏は社外取締役候補者であります。
7. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、吉村俊秀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

- (2) 当社は、妹尾堅一郎氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、吉村俊秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。また妹尾堅一郎氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
9. 社外取締役候補者である吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏は、49ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役稲崎一郎氏は本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。つきましては、監査体制の一層の強化をはかるため、監査役を1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者青山藤詞郎氏及び梶川融氏は、監査役稲崎一郎氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<p>あお やま とうじろう 青山藤詞郎 (昭和26年8月29日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>昭和54年3月 慶應義塾大学工学博士 昭和63年4月 同大学理工学部機械工学科助教授 平成7年4月 同大学理工学部機械工学科教授 平成8年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授 平成21年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長(現任・平成29年3月退任予定) 平成27年6月 DMG森精機株式会社社外取締役(現任) 平成28年3月 公益社団法人精密工学会会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] DMG森精機株式会社 社外取締役 公益社団法人精密工学会 会長</p>	—
	<p>[社外監査役候補者とした理由] 青山藤詞郎氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、機械工学・生産工学を始めとする分野において幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社の経営判断において、当社が属する業界にとらわれない視点から意見をいただけるとともに、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を社外監査役候補者といいたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	かし かわ とおる 梶 川 融 (昭和26年9月24日生) 新任 社外 独立役員	昭和51年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和54年9月 公認会計士登録 平成2年5月 株式会社柿安本店監査役(現任) 平成2年9月 太陽監査法人(現太陽有限責任監査法人)代表社員 平成12年7月 同法人総括代表社員 平成17年4月 青山学院大学大学院教授 平成22年4月 同大学大学院客員教授(現任) 平成26年6月 キッコーマン株式会社社外監査役(現任) 平成26年7月 太陽ASG有限責任監査法人(現太陽有限責任監査法人)代表社員会長(現任) [重要な兼職の状況] 太陽有限責任監査法人 代表社員会長 キッコーマン株式会社 社外監査役 株式会社柿安本店 社外監査役	-
[社外監査役候補者とした理由] 梶川融氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計分野における専門的な知識を有し、また多様な役位を務められ幅広い知見を持つことから、当社経営陣から独立した視点から当社の経営判断の適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 青山藤詞郎氏及び梶川融氏は社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、社外監査役候補者である青山藤詞郎氏及び梶川融氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。
 4. 当社は、社外監査役候補者である青山藤詞郎氏及び梶川融氏について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 社外監査役候補者である青山藤詞郎氏及び梶川融氏は、49ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

【ご参考】社外役員の独立性についての考え方

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、会社法上の要件に加え、独自に「社外役員の独立性基準」を策定し、この独立性基準に基づき、社外取締役候補者及び社外監査役候補者を選任しております。その内容は次のとおりであります。

[社外役員の独立性基準]

当社取締役会は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有しているものと判断する。

1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

5. 上記1. から4. に過去3年間において該当していた者。

6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします根本和夫氏及び矢作恒雄氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
根本和夫	平成15年3月 当社取締役 平成25年3月 当社常務取締役（現任）
矢作恒雄	平成14年3月 当社社外取締役（現任）

また、当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役13名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役11名に対して、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の取締役退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
数 原 英 一 郎	昭和55年3月 当社取締役 昭和57年3月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社取締役副社長 昭和62年3月 当社代表取締役社長（現任）
数 原 徹 郎	平成5年3月 当社取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成20年1月 当社専務取締役 平成24年3月 当社取締役副社長（現任）
都 丸 淳	平成24年3月 当社取締役 平成26年3月 当社常務取締役（現任）
横 石 浩	平成13年3月 当社取締役（現任）
永 澤 宣 之	平成18年3月 当社取締役（現任）
深 井 明	平成21年3月 当社取締役（現任）
切 田 和 久	平成24年3月 当社取締役（現任）
鈴 木 等	平成25年3月 当社取締役（現任）
数 原 滋 彦	平成25年3月 当社取締役（現任）
長 谷 川 直 人	平成28年3月 当社取締役（現任）
吉 村 俊 秀	平成27年3月 当社社外取締役（現任）

以 上

Blank lined paper with 20 horizontal dashed lines.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

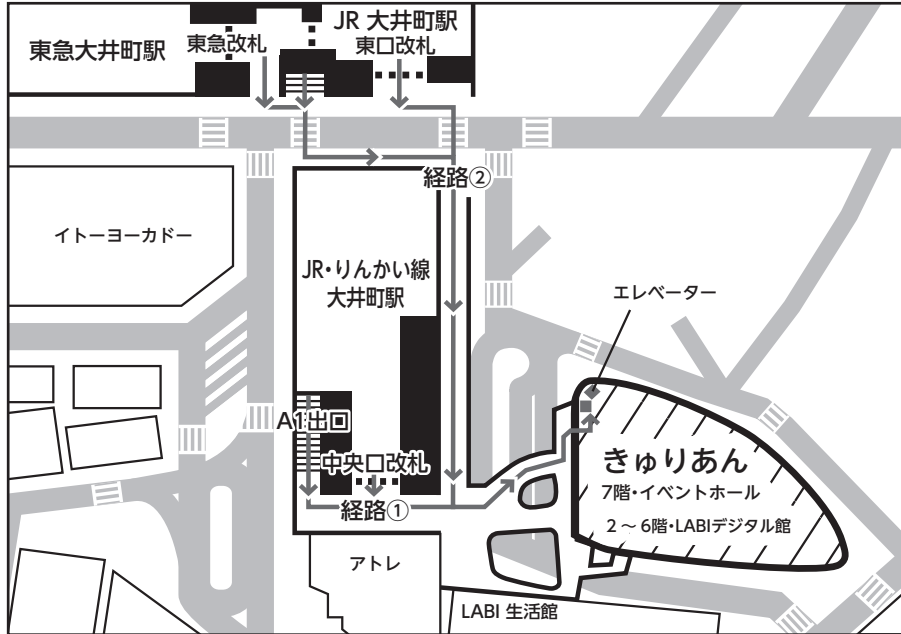
A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03 (5479) 4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩2～3分
会場地下に駐車場(有料)がありますが、混雑が予想されます
ので、なるべく電車・バスをご利用願います。
(注) LABI(ヤマダ電機)デジタル館の上です。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。